

20-1 不服審査

(1) 異議申立て

区分	本年度要処理件数			みなす 審査請求 件数	本年度処理済件数							本年度 未決 繰越 件数
	前年度 未決繰 越件数	本年度に申立 てた件数			みなす 取下	取下	却下	棄却	全部 取消	一部 取消	変更 その他	
		処分に 係るもの	不作為に 係るもの									
平成10年度	17	162	—	2	—	36	5	95	1	18	—	22
11	22	156	—	2	—	19	3	83	3	10	—	58
12	58	160	—	7	—	9	18	128	2	22	—	32
13	32	190	—	—	—	28	18	129	5	10	—	32
14	32	253	7	—	—	30	14	137	23	36	—	52
15	52	160	—	7	—	16	14	98	21	26	—	30
申告所得税	8	55	—	6	—	4	4	29	4	7	—	9
源泉所得税	1	3	—	—	—	—	—	2	1	—	—	1
法人税	7	22	—	1	—	1	—	7	10	2	—	8
相続税	21	11	—	—	—	3	—	18	4	4	—	3
贈与税	—	4	—	—	—	2	—	1	—	1	—	—
消費税	7	27	—	—	—	3	1	19	1	6	—	4
法人特別税等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税	7	27	—	—	—	3	1	19	1	6	—	4
酒税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徴収関係	1	11	—	—	—	—	8	3	—	—	—	1
合計	52	160	—	7	—	16	14	98	21	26	—	30

調査対象等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法に基づき「異議申立て」のなされたものを掲げた。

用語の説明：1 **不作為**とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

2 **みなす審査請求**とは、国税局長又は税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

3 **みなす取下**とは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。

4 **取下**とは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。

5 **却下**とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。

6 **棄却**とは、原処分を適法又は妥当と認め不服申立てが認められなかったものをいう。

7 **取消又は変更**とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。